

近畿学校保健学会通信

№.69

平成3年5月7日発行
近畿学校保健学会事務所
〒640 和歌山市九番丁27
和歌山県立医科大学衛生学教室内
TEL 0734-26-8324(直通)
振替口座 大阪4-107021番

第38回 近畿学校保健学会案内

(下記のように、学会を開催します。関心のある方は、どなたでも参加できます)

主催 近畿学校保健学会 協賛 奈良県医師会
後援 奈良県教育委員会 奈良県歯科医師会
奈良市教育委員会 奈良県薬剤師会

学 会 長 河 瀬 雅 夫(天理大学 体育学部教授)
事務局 長 荒 地 秀 明(天理大学 体育学部教授)
事務局 次 長 中 山 厚 生(天理大学 体育学部教授)

〒632 天理市田井庄町80
天理大学体育学部運動生理学研究室
第38回近畿学校保健学会事務局
TEL (07436) 2-3076
FAX (07436) 2-1965 (天理大学)
銀行口座 南都銀行天理支店 (普通) 004386

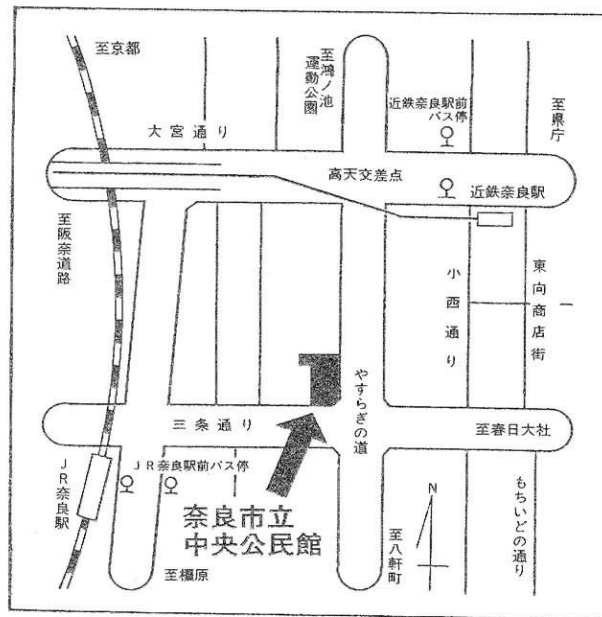
日 時 平成3年6月15日(土) 9:30~17:00
会 場 奈良市立中央公民館 (次頁図参照)
奈良市上三条町23-4 (TEL 0742-26-6506)

日 程

	9:00	12:04	13:00	13:40	14:50		
	9:30	12:10	13:10	13:50	14:55	16:30	17:00 18:30
受	一般講演	(昼 食)	総 会	特別講演	シンポジウム		懇 親 会
付	第一会場 第二会場 第三会場	評議員会 第二会場	第一会場	第一会場	第一会場	バス移動	公立学校共済 春日野荘

会 費 正 会 員：年会費 3,000円 (既納者は不要)
当日会費：参加費 2,000円 (資料代を含む)
学生当日会費：参加費として 1,500円 (資料代を含む)
評 議 員：評議員には昼食を用意致しますので、代金 1,500円をいただきます。
懇 親 会：4,000円 奈良公立学校共済「春日野荘」

会場附近案内図



J R又は近鉄の奈良駅から徒歩約5分

運営についてのご連絡

○参加者へ

1. 受付

- (1) 会費既納者……受付で府県名、氏名をお申し出いただき名札をお受け取り下さい。
- (2) 会費未納者……受付で記入票を受け取り、氏名、住所、所属をご記入のうえ、会費 3,000 円をお納め下さい。
- (3) 当日会員……当日会員受付で記入票を受け取り、氏名、住所、所属をご記入のうえ、会費 2,000円（学生1,500円）をお納め下さい。

2. その他

- (1) 名札に所属、氏名をご記入いただき、会場では必ず着用して下さい。
- (2) 昼食は、周辺の食堂をご利用下さい。
- (3) 懇親会のお申し込み(4,000円)を受け付けておりますので、お誘い合わせの上ご参加下さい。
- (4) 評議員会ご出席の方は、昼食代 1,500 円を別途受付でお支払の上、弁当引換券をお受け取り下さい。
- (5) 駐車場は会館内にありますが、収容台数が少ないため、なるべく電車をご利用下さい。

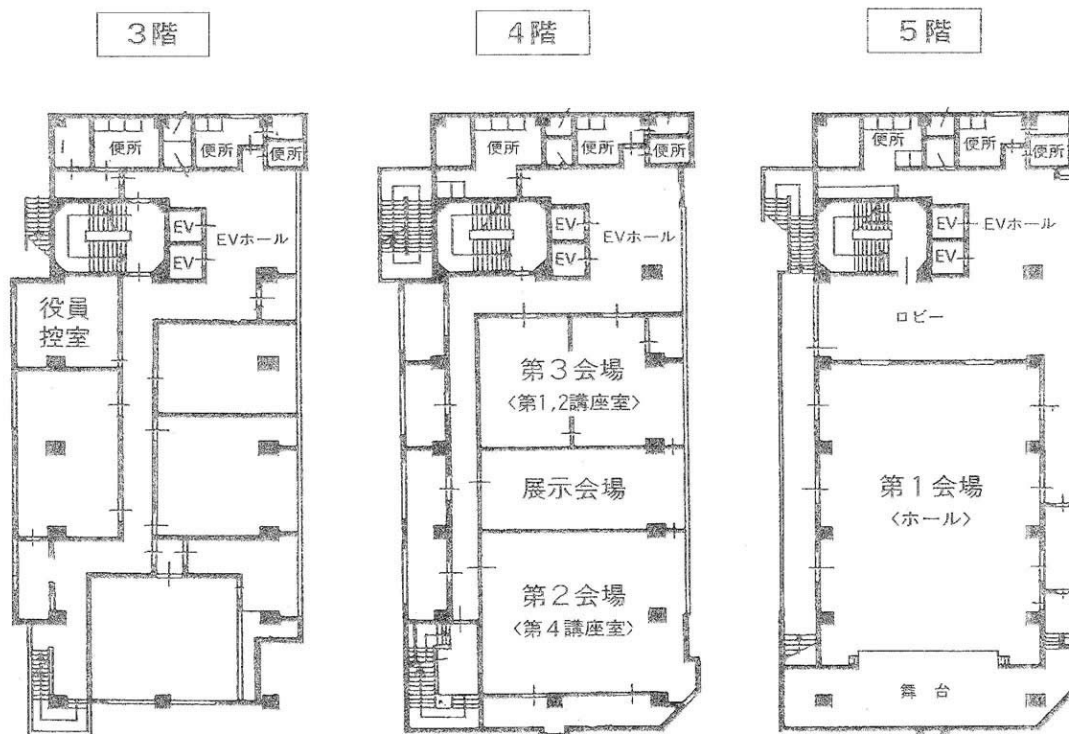
○発表者へ

1. 前演者の口演が始まると同時に、各会場前方の次演者席に必ず着席して下さい。
2. 発表時間は9分間、討論時間は3分以内です。時間の厳守をお願いします。
8分で1回、9分で2回ベルを鳴らします。
3. 各会場とも、発表は講演予稿集を用い、スライドは使用できません。配布資料のある場合は、発表の少なくとも30分前までに各会場受付に提出して下さい（配布資料は100部ご用意下さい）。また、写真等を回覧する場合は2部ご用意下さい。

○座長へ

1. 前座長の登壇後直ちに各会場前方の次座長席にご着席下さい。
2. 受付時間内の進行は座長にご一任しますが、1題あたり12分以内で進行されますようお願いいたします。
3. 例年通り、学会通信用の座長のまとめをお願いいたします。

会場案内図



第38回近畿学校保健学会プログラム

—午前の部—

一般講演（講演9分、討議3分）

第1会場（5階ホール）

生活意識（1） 9:30～9:54

座長 橘 重美(神戸学院大学)

101 大学生の生命観に関する研究

○瀬戸 進(大谷大学), 川畑愛義(日本生活医学研), 吉村磯次郎・
庄司博延(京都女子大学), 小島広政(京都産業大学), 平野登志子(華頂短期大学)

102 女子短大生の精神薄弱児に対する意識調査 認知的側面を中心に

○大江米次郎(樟蔭女子短期大学), 住野公昭(神戸大学 医 公衆衛生)

生活意識（2） 9:56～10:20

座長 上延富久治(大阪教育大学)

103 大学生の生活時間に関する調査

○加藤 弘・松岡勇二(和歌山大学 教育学部)

104 CMI調査からみた留年、休学者の予測に関する研究

○日吉 肇・忠井俊明・金井秀子(京都教育大学)

生活習慣（1） 10:22～10:46

座長 山本 公弘(奈良女子大学)

105 児童の基本的な生活習慣に関する実態

○松嶋紀子・加藤美貴・都田由美(大阪教育大学), 山下節義(奈良県立医科大学 衛生)

106 小学生のおやつ摂取状況について(2)

○鶴飼由美子(滋賀県甲賀町立佐山小学校), 辰本頼弘・難波英子(関西女子短期大学)

生活習慣（2） 10:48～11:12

座長 北村 陽英(奈良教育大学)

107 小・中学生の不定愁訴と生活行動に関する研究

○平野登志子(華頂短期大学), 川畑愛義(日本生活医学研), 吉村磯次郎・
庄司博延(京都女子大学), 瀬戸 進(大谷大学), 小島広政(京都産業大学)

108 最近の女学生の易疲労性の現状およびその原因について

○美馬 信・古田肇子・伊藤徳三(大阪女子短期大学)

生活習慣 (3) 11:14~11:38

座長 横尾 能範(神戸大学)

109 大学生の摂食態度と身体イメージについて

○小林豊生・中村道彦・古賀恵里子(京都府立医科大学), 早川滋人(立命館大学)
金井秀子(京都教育大学)

110 女子高校・短大生の栄養・運動・休養に関する意識と行動(1)

○古田肇子・成山公一・美馬 信(大阪女子短期大学)
米山怜子(大阪女子短期大高等学校), 須藤勝見(大阪教育大学)

生活習慣 (4) 11:40~12:04

座長 荒地 秀明(天理大学)

111 本学短大生の朝食摂取状況について

自宅生・下宿生・寮生の比較

○辰本頼弘・難波英子(関西女子短期大学), 足立美保(大阪府立吹田高校)

112 大学生の食生活の実態調査

単身生活者の問題について

○飯塚富志子(奈良 生駒市役所), 井手美岐(日新電機), 児島今日子・
吉田博美(奈良県立保健婦学院), 河瀬雅夫・荒地秀明(天理大学体育学部)

第2会場 (4階第4講座室)

運 動 9:30~10:06

座長 三野 耕(兵庫教育大学)

201 水浸拘束ストレスによるラット尿中カテコールアミン量について

○戸田百合子・山本信弘・小山健蔵(大阪教育大学)
山下節義(奈良県立医科大学 衛生)

202 学齢期の小児の健康実態に関する疫学的研究

貧血と栄養・体力について

○中井久純・西畑賢治・長野 大(八代学院大学), 勝野真吾・赤星隆弘(兵庫教育大学)
松浦尊磨(五色保健センター), 中神 勝(大阪府立大学)

203 一般女子学生と運動部所属学生の血液像

○山根洋司(兵庫教育大学 生活健康系), 濱中良郎(兵庫教育大学 保健管理センター)

発育発達 (1) 10:08~10:32

座長 林 正(滋賀大学)

204 身体四計測値による下腿長推計のための近似式について(3)

○徐 力・菅野洋子・横尾能範(神戸大学 教育学部)

205 身長別体重パーセンタイル曲線による肥満傾向児の早期判定

○後和美朝・松本健治・森岡郁晴・白石龍生・宮下和久・
武田真太郎(和歌山県立医大 衛生), 北口和美(西宮市教育委員会)
山口由美子(西宮市立深津中学), 北村紀美子(西宮市立深津小学校)

発育発達 (2) 10:34~11:10

座長 山下 節義(奈良県立医科大学)

206 学齢期の小児の健康実態に関する疫学的研究

血清コレステロールの5年間のfollow up study

○北山敏和・勝野真吾(兵庫教育大学), 松浦尊磨(五色保健センター)
中神 勝(大阪府立大学)

207 学齢期の小児の健康実態に関する疫学的研究

血清尿酸レベルの性差と加齢変化

○赤星隆弘・山根洋司・勝野真吾(兵庫教育大学 生活健康系)

208 陸上選手の蛋白質摂取と疲労感との関連について

○佐藤達也・大道乃里江・小山健蔵・白石龍生・後藤英二(大阪教育大学)

発育発達 (3) 11:12~11:48

座長 松本 健治(和歌山県立医科大学)

209 小児糖尿病児の学校生活

担任の先生、患児の双方向のアンケート結果より

○新平鎮博・西牧謙吾・一色 玄(大阪市立大学 小児科)

210 児童の発育発達を通して見た親子の関係

○米山富士子・野乃上 操・吉岡文雄(神戸女子短期大学), 八木 保(京都大学)

211 運動を通しての高齢者と幼児とのふれあいに関する研究

○福本絹子・上野奈初美(大阪成蹊女子短期大学), 吉岡隆之(大阪教育大学)
上林久雄(大阪成蹊女子短期大学)

第3会場（4階第1、2講座室）

保健指導（1） 9：30～10：06

座長 松岡 弘（大阪教育大学）

301 幼稚園5歳児におけるう歯の実態調査

第1報 歯みがき習慣などとの関係について

○高橋裕子・勝木洋子（兵庫県立姫路短期大学 幼児教育）

302 幼稚園5歳児におけるう歯の実態調査

第2報 食べ物などとの関係について

○勝木洋子・高橋裕子（兵庫県立姫路短期大学 幼児教育）

303 児童生徒の精神保健問題と養護教諭

○北村陽英（奈良教育大学 学校保健），原田正丈（大阪府茨木保健所）

保健指導（2） 10：08～10：44

座長 後藤 英二（大阪教育大学）

304 子どものかかわり方からアレルギー等の心因性を探る

岩本スミ子（大阪 堺市立百舌鳥小学校）

305 西脇市内 某小学校におけるスギ花粉症の実態について

○長谷川ちゆ子（西脇市立西脇小学校），岡田 等（岡田耳鼻科医院）

306 付属学校におけるケガの実態調査

○石浦昭美（京都教育大学付属京都中学），園 緑（付属桃山小学校）

加藤京子（付属京都小学校），楠 裕子（付属桃山中学），各務美佐緒（付属高校）

田村勢津子（付属養護学校），山際哲夫（京都教育大学 体育学科）

カウンセリング 10：46～11：22

座長 金井 秀子（京都教育大学）

307 心身の健康のスクリーニングと対応

養護教諭の立場から

○板持紘子（滋賀大学付属中学），林 正（滋賀大学 教育）

308 女子教員の心身健康に関する研究

京都市内小学校女子教員1,000名へのアンケート調査より

○森 陽子・岡田琴笑・忠井俊明・金井秀子（京都教育大学）

309 バイオ・ミュージックと健康—学校保健への応用—

○木村静雄（ストレス研究所），倉敷千穂・上月節子（神戸女子大学）

吉岡文雄・米山富士子（神戸女子短期大学）

—午後の部—

特別講演 (13:50~14:50) (第1会場:5階ホール)

座 長 河瀬 雅夫 (天理大学体育学部教授)

いのち今、を生きる

講 師 山本 利雄 (元 天理よろず相談所病院 憩の家 院長)

生命の誕生、進化による脳の発達、そして現代社会、臨床医として宗教家として活躍してきた同氏の生命論と健康論について語ってまいります。

地球のみに“いのち”がある。大方の理論物理学者の推定するところによれば、地球以外の惑星に“いのち”の存在する確率はゼロである。それ故、地球は宇宙の一部ではない。“いのち”という観点に立てば、地球は宇宙の存在目的である。“いのち”こそ宇宙そのもののなのです。

約9億年前ビクター・スプリング・チャートの化石が物語るように、原始地球のどろ海にあった藍藻と細菌という二種類の原核細胞を雌雄性の材料として、真核細胞による有性生殖がはじまったことこそが、一切の生物が、いま、ここに存在する出発点と考えられるのです。そうして、進化をくりかえし、絢爛たるいのちの歴史がくりひろげられるのです。

しかるのち、脳の容積が増すにつれ文化の進化、ヒト中心主義、個体尊重主義の論理の上に生存競争と淘汰の論理がヒト文化の土台となってゆきます。こうした論理も実は自らの破滅への病根であることに気づき、これに代る価値観を求める時代へと変わっています。

今回、ヒト文化の進歩の基盤を検討することに始まり、今、日本で何が起きているか、そして、世界で何が起きているかを分析し、科学技術の限界に冷静に批判を加え、科学の傲慢から目覚めなければならないことを警告したい。また、ヒト中心主義、個体尊重主義の病根は何かに迫り、科学者として、医師として、そして信仰者、宗教者の立場に立脚して、「よふきぐらしの世界」と「真に生きる」ことを説くものである。

座 長 浦久保 繁 (奈良県立耳成高等学校長)

生涯学習体系の中の学校保健

明日への期待、みつめ 気づき 実践する健康

「生涯教育」と言う言葉もいささか耳慣れ、空念仏的な色彩すら感じられる。しかし、具体的に「生涯教育が何で、どの様に教育したか」の問題に至ると、これだと主張するものを持ちあわせていない。ひとの生涯に影響を与え、その結果が善であるか、悪であるかの判断をすることも難しい。こうしたことで、「生涯教育」をてっとり早く結果を観察できる、管理教育へと移行させたことにはなっていないだろうか。

欧米のこうした教育を視察し調べてみると、管理教育、啓蒙の教育は一時代前のものとなり、経験と実践の思考錯誤で体得する時代へ代りつつあるといえる。そこには自主性、積極性が重んじられ、努力することの意義が説かれている。「努力にまさる師はなし」の言葉であるが、次の時代を背負う青少年に何を気づかせ、何を実践してもらおうべきか、このシンポジウムで議論していただきたい。「学校保健」を極わずかな養護教諭、保健担当教員、学校医・歯科医のみに頼る時代から、学校で、家庭で、そして社会が考え、積極的に実践する教育に移行しなければならないのではないのでしょうか。

この様な趣旨により、今回下記に示す分野で活躍されている方に登壇願い、話題、問題点を明らかにし、ご参会の皆様から活発なご意見をちょうだいし、なんらかの指針と示唆を得たいと考えています。

奮ってご参加ください。

1. 障害児教育の中からの提言

障害児教育の中から経験する健康への道しるべ

島崎えい子 (元 奈良県立明日香養護学校教諭)

2. 学校教育の中からの提言

学校教育の中にみる保健教育活動の実践をととして

大西 照雄 (奈良県立桜井高等学校長)

3. 学校医の立場からの提言

太陽を食べよう ―学校歯科保健の現状と課題―

今岡 久 (日本学校歯科医学会学術委員)

学校保健に於ける学校医の係わり方

巽 典三 (奈良県医師会学校医部会理事)

4. 学校と家庭の間に立って

地域保健における学校保健 ―学校保健委員会の発展をめざして―

明瀬 好子 (神戸大学 教育学部附属住吉中学校)

懇親会 (17:00~18:30)

春日野荘 立食パーティー 会費 4,000円

(お誘い合わせの上多数ご参加下さい。)

平成3年度 近畿学校保健学会総会

近畿学校保健学会会員各位 殿

学 会 幹 事 長

会則第16条により下記のように学会総会を開催しますので、会員各位の参加を要請します。

記

1. 日 時 平成3年6月15日(土) 13:10~13:40
2. 場 所 奈良市立中央公民館ホール
3. 議 案
 - (1) 会務報告
 - (2) 平成2年度決算について
 - (3) 会計監査報告
 - (4) 平成3年度予算案について
 - (5) 役員選出規程(案)について
 - (6) 次期(第39回)学会開催地および会長について
 - (7) その他

以 上

近畿学校保健学会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は近畿学校保健学会と称する。
- 第2条 本会は学校保健に関する研究を行い、学校教育に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会の事務所は幹事長のもとにおく。

第2章 事 業

- 第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 総会、年次学会の開催
 2. 会誌その他出版物の刊行
 3. 学校保健に関する調査研究
 4. その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

- 第5条 会員は本会の目的に賛同し、会費を納入したものである。
- 第6条 会員は年次学会、会誌などを通じて研究を発表することができる。また会誌の配布および本会の事業について連絡を受ける。
- 第7条 本会には賛助会員および名誉会員をおくことができる。
- 第8条 賛助会員は本会の目的を達成するために賛助の意を表し、評議員会の承認を経たもので賛助会費を納めたものとする。
- 第9条 名誉会員は学校保健に関し、学識、経験に富み、本会に功労のあったもので、評議員会の推薦にもとづき、総会で承認されたものとする。
- 第10条 会員は会費を滞納し、若しくは本会の名誉をけがす行為があったときには評議員会の議決により除名することができる。

第4章 役 員

- 第11条 本会に次の役員をおく。
1. 評議員 若干名
 2. 幹 事 若干名（うち1名を幹事長、一部を常任幹事とする）
 3. 監 事 2名
- 第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員は会員より選出されるものとする。
- 第13条 役員の選出方法は別に定める。
- 第14条 役員の任務を次のように定める。
1. 評議員は評議員会を組織する。
 2. 幹事は幹事会を組織する。常任幹事は会務を処理する。幹事長は学会を代表し、会務を統括する。

3. 監事は会計を監査する。

第5章 会 議

- 第15条 本会の会議は総会、評議員会および幹事会とする。
- 第16条 総会は幹事長が毎年1回召集し開催する。必要に応じ臨時総会を開催することができる。
- 第17条 評議員会は幹事長が召集し、本会の運営に関する重要な事項を審議決定し、総会の承認をうるものとする。
- 第18条 幹事会は幹事長が召集し、評議員会に提案する議題の審議ならびに総会、評議員会から委任された会務を処理する。
- 第19条 評議員会および幹事会は構成員の過半数をもって成立する。

第6章 年次学会

- 第20条 本会は毎年1回年次学会を開催する。
- 第21条 年次学会会長は会員のうちから評議員会で選出し、総会で承認され、年次学会の運営にあたる。
2. 年次学会会長は幹事会に出席することができる。

第7章 会 計

- 第22条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもってあてる。
- 第23条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第24条 本会の収支決算は、監事の監査を受け、評議員会の議を経て総会の承認を得るものとする。

雑 則

- 第25条 本会則の変更は総会の決議によるものとする。

附 則

- 第26条 会費は年額3,000円とする。
- 第27条 本会則は、昭和28年6月29日より施行する。

昭和33年6月13日 一部改正
昭和39年5月17日 一部改正
昭和49年9月6日 一部改正
昭和56年7月9日 改正
昭和57年6月8日 改正

第38回日本学校保健学会の案内

下記のとおり開催されますので、関心のある方は、どなたでも参加できますから近畿学校保健学会と同様積極的にご参加下さい。

会 長 大 永 政 人 (元鹿児島大学教育学部長)

会 期 1991年10月24日(木)・25日(金)

会 場 鹿児島大学教育学部

主な企画

○特別講演「生と死」—今日的課題とその教育—

鹿児島大学学長 井形 昭弘

○学会長講演「学校保健教育の実践」—40年のあゆみと展望—

元鹿児島大学教育学部長 大永 政人

○学会要望課題 ①喫煙防止教育

②国際学校保健

○学会共同研究 ①学校性教育

②発育発達

○学会長要望課題 ①肥満—過食の指導と運動習慣の確立

世話人 鹿児島大学教育学部教授 美坂 幸治

名古屋大学保健体育科学センター教授 佐藤 祐造

②学校不適応児とカウンセリング

世話人 鹿児島大学教育学部教授 久留 一郎

東京学芸大学附属大泉中学校養護教諭 鈴木美智子

○シンポジウム ①学校保健活動の活性化と継続性

世話人 熊本大学教育学部教授 松本 敬子

②教員養成とその諸問題(仮題)

世話人 茨城大学教育学部教授 内山 源

愛知教育大学教授 堀内久美子

○記念講演会 未定

学会事務局 〒890 鹿児島市郡元1丁目20-6

鹿児島大学教育学部保健学研究室内

第38回日本学校保健学会事務局 TEL0992-54-7141(3601・3600) FAX0992-53-6501

平成3年度会費納入について

第28回近畿学校保健学会総会において学会会則が改正され、昭和57年度より恒久会員制を設けることになりました。当分の間、本会の目的に賛同され会員として会費を納入していただきますと、年2～3回学会通信および年次学会の講演集をお送りいたします。また、平成3年度年次学会(於奈良)での研究発表は共同発表者も含めて会員でないとできませんので、入会を希望される方および発表者(共同発表者を含めて)は平成3年度会費3,000円を学会事務局まで納入されますようお願いいたします。

平成3年5月7日

近畿学校保健学会役員選出規程（案） についての公示

近畿学校保健学会 幹事長

武 田 真太郎

かねてより、次期の本学会役員選出のための準備として、表記規程案の検討小委員会を設置して原案づくりをすすめてきましたが、このほど下記のと通りの成案を得て、幹事会の大筋の了承を得ました。来たる6月15日の本学会総会において本規定案が承認され、同日施行できれば、来年度にはこの規程案に従って選挙を行うことが可能となります。そのための手続きとして、ここに規程案を公示し、学会員の御意見を事前に聴取し、改めて検討小委員会で審議した上で、最終案を総会に提案するよう予定しております。

つきましては、御意見をお持ちの学会員は5月31日（金）までに学会事務所（〒640 和歌山市九番丁27 和歌山県立医科大学 衛生学教室内 近畿学校保健学会事務所）あて、文書にて代案ならびにその提案理由をお知らせ下さい。

記

近畿学校保健学会役員選出規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、近畿学校保健学会会則第13条の規定に基づき、近畿学校保健学会役員選出に関する事項を定める。

（評議員の選出）

第2条 評議員の選出は、学会活動等を考慮の上、各府県別に当該地区幹事が推薦し、幹事会の承認を得なければならない。

（幹事の選出）

第3条 幹事の選出等については、次の方法による。

- (1) 各府県ごとに、会員の選挙によって当該地区の評議員から選出する。
- (2) 選挙権及び被選挙権の有資格者は、前年度までの会費を納入した者とする。
- (3) 各地区別幹事の定数は、当該地区被選挙権者の10分の1（端数切り上げ）に1人を加えた数とする。

(選挙管理委員会)

第4条 幹事の選出に当たっては、選挙管理委員会（以下「委員会」という）を置く。

- 2 委員会は、選挙前の適当な時期に各府県ごとの幹事の互選によって選出された各1人（計6人）で、構成する。
- 3 委員長は、委員会において選出する。
- 4 委員会は、4人以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 5 委員会に関する庶務は、学会事務所において処理する。

(投票)

第5条 選挙は、各地区別定数の連記による無記名投票とし、投票は、郵送で行う。

- 2 同数得票の場合は、委員会において抽選によって決定する。
- 3 当選人が辞退した時は、次点の者から順次繰り上げるものとする。

(幹事長及び常任幹事)

第6条 幹事長及び常任幹事は、幹事の互選により選出し、評議員会の議を経て、総会において承認を得なければならない。

(監事)

第7条 監事は、幹事長が推薦し、幹事会において承認するものとする。

附 則

1. 本学会役員に任期中の地区異動があった場合には、当該役員は、任期満了まで、暫定的に選出地区にかかわらない役員としてとどまる。
ただし、その地区異動が、選出された年度の次の年次学会時までであった場合には、当該役員は、転出した地区は、補充の役員を選出することができる。この場合、補充役員の任期は、転出役員の残りの任期とする。なお、補充役員の選出方法については、当該地区役員に一任する。
2. 本学会役員に任期中の事故等に関しては、前項を準用する。
3. この規程は、平成 年 月 日から施行する。